

委員会発議案第2号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和2年9月25日

鈴鹿市議会議長
大杉 吉包 様

提出者
文教環境委員会
委員長 市川 哲夫

(提案理由)

国に対し、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を要請するため。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立された制度である。教育の全国水準を維持向上させ、機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

現行制度においては、「教職員の給料その他の給料及び報酬等に要する経費」のみが負担対象経費とされている。かつて対象であった教材費等は、昭和60年以降、国と地方の役割分担・財政状況等を踏まえて、義務教育費国庫負担金の一般財源化がおし進められ、平成16年までに教材費や旅費などが一般財源化された。その後、地方財政が厳しくなり、義務教育にかかわる公的支出に、各自治体間での差異が生じている。公立小中学校等の教職員給与費については、教職員の確保と適正配置のため、国庫による負担がなされてきたが、平成18年から国庫負担率が2分の1から3分の1に縮減されている。令和2年まで負担率が3分の1のまま維持されているが、義務教育の水準を安定的に確保するためにも、今後も国庫負担金による安定した財源が必要である。

未来を担う子どもたちの「教育の機会均等」と「教育水準」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。義務教育については、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められる。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

鈴鹿市議会議長 大 杉 吉 包